第7号様式

　　船橋市重度障害者等就労支援特別事業費利用者負担額減免決定通知書兼支給額等変更決定通知書

第　　　　　号

　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

　船橋市長

船橋市重度障害者等就労支援特別事業費の支給額等の（減免・変更）について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 受給者証番号 |  |
| 変更年月日 |  |
| 変更前 |  |
| 変更後 |  |

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に提起することができます。